

大分市いじめ問題対応マニュアル (改定版)

令和3年3月

大分市教育委員会 学校教育課児童生徒支援室

目 次

(ページ)

1	いじめ問題対応マニュアル（改定版）の活用について	1
2	対応の基本的な流れ（全体図）	2
3	いじめ防止対策委員会を中核とした組織的体制	3
4	いじめの理解（基本的認識）	4
5	いじめの未然防止	5
6	いじめの早期発見	6
7	いじめの早期対応（いじめを受けた児童生徒への対応）	7
8	いじめの早期対応（いじめを行った児童生徒への対応）	8
9	いじめの観衆・傍観者等への対応	9
10	インターネット上のいじめへの対応	10
11	重大事態への対処	11
12	児童生徒の自殺予防	12
13	いじめのアンケート等	13
14	いじめ問題への対応に関する自己評価票（教職員用）	14
15	いじめ問題への対応に関する取組点検票（学校用）	15
16	いじめ等に関する相談機関（リスト）	16
17	引用・参考文献	17

いじめ問題対応マニュアル(改定版)の活用について

1 目的

教職員一人一人が、いじめへの適切な対応と児童生徒自らいじめを解決する力を身に付けるための指導の在り方等について理解し、それらに基づいた着実な実践を通して、いじめの未然防止、早期発見・早期解決を図る。

2 資料の内容

これまでに市教育委員会や県教育委員会、文部科学省等で作成された生徒指導関係資料を参考に、大分市のいじめの実態やこれまでの学校の対応等の課題を踏まえ、いじめについての基本的な考え方や組織的な対応等についてまとめている。

3 資料の構成と活用上の留意事項

<活用例>

- ・ 教職員一人一人が、自己研鑽のための資料として
- ・ 学校における「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しのための資料として
- ・ 生徒指導主事（主任）や教育相談担当者が中心となって行う校内研修の資料として
- ・ いじめ発生時の対応をチェックする資料として
- ・ アンケート等の実態把握の材料として
- ・ 教材を作成する際の資料として
- ・ 保護者への啓発のための資料として

<活用上の留意事項>

各学校においては、本資料をもとに必要に応じて内容を加えるなどして、学校の実態にあったものにして活用していくこととする。

4 改定のポイント

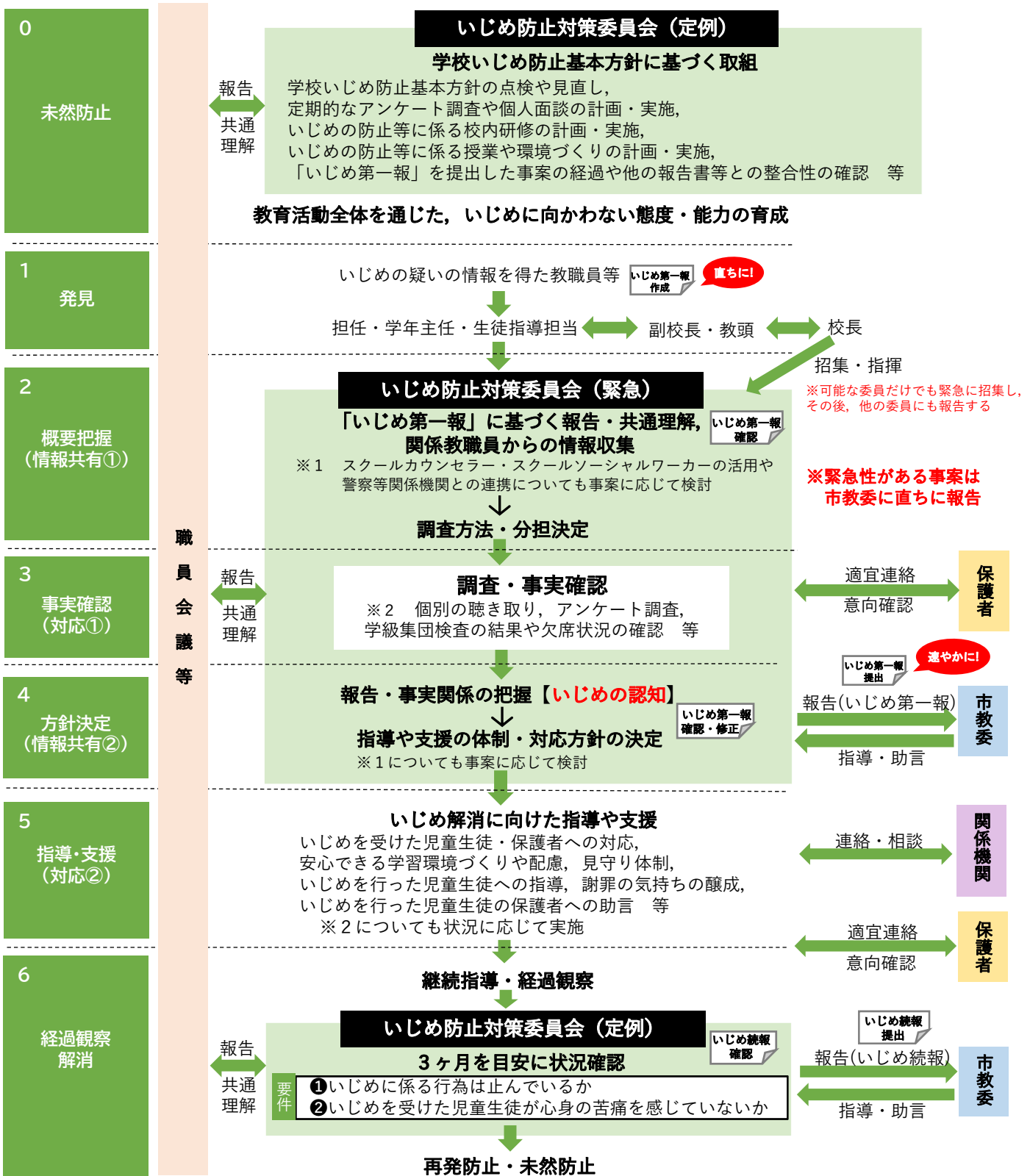
- ◇ 「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づく「いじめの解消」について記載した。
- ◇ 「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づく「いじめ防止対策委員会を中核とした組織的体制」について記載した。
- ◇ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づく「重大事態への対処」について記載した。
- ◇ 「対応の基本的な流れ」に「いじめ第一報・続報」の活用を加えるとともに、全体図を整理した。
- ◇ 「インターネット上のいじめへの対応」に「保護者等への啓発」や「情報モラル教育の充実」について記載した。
- ◇ 「いじめのアンケート等」の保存期間について記載した。
- ◇ 教職員が自身のいじめ問題への対応について自己評価できるチェックリストを加えた。

5 改定の経緯

平成24年9月 「大分市いじめ問題対応マニュアル」作成
平成26年4月 「大分市いじめ問題対応マニュアル」一部改定
令和3年3月 「大分市いじめ問題対応マニュアル(改定版)」作成

対応の基本的な流れ(全体図)

問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応



- ❖ 上記は、対応の在り方の例を示しているものであり、事案の状況に応じて適切に対応する。
- ❖ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対しては、当該児童生徒を徹底して守り通すことを伝えるなど、心のケアに努めるとともに、保護者に今後の対応について説明し、理解を得る。さらに、その後も児童生徒の学校生活の様子や学校の対応の状況について、適宜に情報提供していくことが大切である。
- ❖ いじめの解消については、「いじめの防止等のための基本的な方針」による2つの要件（①・②）に基づき、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に確認して慎重に判断し、解消と判断した後も再発防止に努めることが大切である。

いじめ防止対策委員会を中核とした組織的体制

いじめ防止対策委員会は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うための中核となる組織として、常設することが規定されている（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条）。特に、いじめの疑いに関する情報について、**事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要**であり、**教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全ていじめ防止対策委員会に報告・相談**する。この報告・相談においては、「いじめ第一報・続報」等を活用して記録し、情報の集約と共有を図る。

いじめ防止対策委員会

常設し、事案が起きたら緊急招集！ 必ず会議録を残すこと！

<構成員>

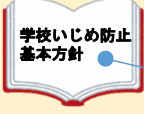
校長、副校長・教頭、主幹教諭、指導教諭、生徒指導主事（生活指導主任）、教育相談担当、学年主任、養護教諭、学級担任、副担任、部活動担当 等

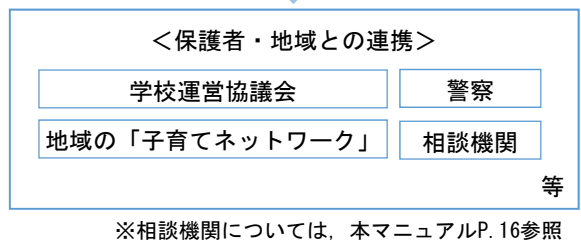
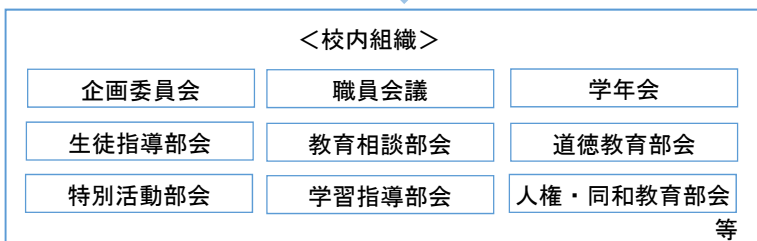
↑ ※事案に応じて参加

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、民生委員、医師、警察官経験者、スクールサポーター、学校運営協議会委員・学校評議員 等

※ 構成員については学校の実情に応じて決定する。
 ※ いじめ防止対策委員会の機能性を高めるため、**構成員全体の会議**と事案発生時に**緊急に開催する関係者の会議**の実働体制を整えておく。

<役割>

定例開催	■学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施 ・学校いじめ防止基本方針の点検や見直し ・定期的なアンケート調査や個人面談の計画・実施 ・いじめの防止等に係る校内研修の計画・実施 ・いじめの防止等に係る授業や環境づくりの計画・実施 ・「いじめ第一報」を提出した事案の経過や他の報告書との整合性の確認 ・「いじめ続報」に係る情報共有及び内容の確認・修正 等		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの定義（法第2条） ・道徳教育や体験活動等の取組（法第15条） ・保護者、地域住民等と連携した、いじめを防止するための啓発活動（法第15条） ・いじめの早期発見のための定期的な調査や教育相談体制（法第16条） ・いじめ防止や早期対応に向けた計画的な教職員研修（法第18条） ・インターネット上のいじめ防止のための啓発活動（法19条） ・いじめ防止対策委員会の設置（法第22条） ・いじめのとらえ方や、いじめが起きたときの組織的な対応（法第23条） ・専門家との連携による児童生徒や保護者への支援（法第23条） ・児童生徒が安心して学習できる環境づくり（法第23条） 等
	■いじめの相談・通報の受付 ・いじめの疑いのある情報の迅速な共有（「いじめ第一報」の確認） ・関係教職員からの情報収集 ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用や関係機関との連携についての検討 ・調査方法や分担の決定 ・調査・事実関係の確認（個別の聴取、アンケート調査等） ・報告・事実関係の把握【 いじめの認知 】 ・指導や支援の体制・対応方針の決定（「いじめ第一報」の修正） ・保護者との連携 等		



学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。（法第34条）

いじめの理解(基本的認識)

いじめの可能性のある全ての事案に対し、適切に対応

【いじめ防止対策推進法 第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じているもの**をいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

法の定義は、ほんの些細な行為が、予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ってしまうことがあるという事実を教訓として学び取り規定している。

よって、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（**いじめの認知**）、必要に応じて指導し、見守り、解決につなげることが重要である。

いじめについての基本的認識

① いじめは、「人間として絶対に許されない、重大な人権侵害」である。

いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

② いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる問題」である。

いじめは、同じ学級で仲のよい友達同士の間でも起こりうる。また、誰もが「いじめを行う側」にも「いじめを受ける側」にもなり得る。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わり、いじめを積極的に認知することが必要である。

③ いじめは、「発見が難しい問題」である。

いじめは、人が見ていないところで起こりやすい。いじめは、ふざけや遊びをよそおったり、インターネット上やメールなど、大人の目に付きにくい場所や形で行われる。いじめられた児童生徒自身も、「心配されたくない」「仕返しが怖い」という気持ちから、いじめを否定する心理が働くこともあり、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいる場合もある。

④ いじめは、「学校、家庭、地域社会、関係機関が連携して取り組むべき問題」である。

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校・家庭・地域社会等が組織的に連携・協働する体制を構築することが大切である。

いじめの態様

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

等

いじめ認知までの流れ

①いじめの可能性を広く把握

- ・教職員による発見
- ・アンケート調査
- ・本人や保護者からの訴え 等

②学校として調査・事実確認

いじめ防止対策委員会を中核として組織的に把握する

③学校として認知・対応

①②の過程で学校としていじめと認知し、対応する

いじめの背景

○ 児童生徒の心理

- ・ストレスが身体症状や行動面に表れやすい
- ・不安やイライラ、無気力、抑うつなどの心理状態に陥る
- ・自尊心の傷つきを暴力やいじめで紛らわす 等

○ 学校における要因

- ・教職員と児童生徒の信頼関係、児童生徒相互の人間関係がうまく築けない
- ・他者を思いやる心や規範意識が十分育っていない
- ・授業をはじめとする教育活動が児童生徒の満足感や成就感を味わえるものになっていない 等

○ 家庭における要因

- ・基本的生活習慣に係るしつけが不十分である
- ・家庭が「安らぎの場」になっていない
- ・家族間にふれあいや心の通い合う場面がない 等

○ 地域社会における要因

- ・人間関係の希薄化により地域の教育力が低下している
- ・集団遊びや社会活動への参加の機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい
- ・いわゆる夜型社会により深夜徘徊や問題行動が誘発されやすい環境になっている 等

○ 社会全体の要因

- ・「いじめは絶対に許されない」という意識が不十分である
- ・社会全体の人間関係が希薄化している
- ・大人のモラルが低下している 等

いじめの未然防止

「絆づくり」、「居場所づくり」の場がある児童生徒にとって魅力ある学校づくり

校内指導体制の確立

- いじめの重大性を教職員全員で認識し、対応については特定の教職員が抱え込むことなく、校長を中心に一致協力した組織的な指導体制を確立する。（本マニュアルP. 3参照）

教職員の指導力の向上

- 児童生徒への聴き取りや事実確認、情報共有、保護者への説明等、いじめへの対応の仕方について、全教職員で適宜、共通理解を図る。
- 関係法令、本マニュアル、学校いじめ防止基本方針等を効果的に活用した校内研修を計画的に行う。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による専門的知識に基づいた校内研修を計画的に行う。
- 研修後は、管理職等は教職員の理解度の把握に努め、研修方法や研修内容のさらなる改善・充実を図る。

人権意識や生命尊重の態度の育成

- 児童生徒が安心して過ごせる温かい雰囲気づくりを進めるとともに、人権に関する確かな認識や自他の大切さを認めることができる人権感覚、豊かな人間関係を築くことができる力を身につけた児童生徒を育成する。
- 読書活動や体験活動等の充実により、生命を大切にできる心や他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を育む。
- 小中一貫教育を推進し、児童生徒の発達の段階に応じた合同行事や交流活動等を通じて、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育む。

豊かな人間性や社会性を育む道徳教育の充実

- 学校の教育活動全体を通して、いじめを許さない心の基盤となる思いやり、規範意識や他者との協働性、公平・公正な心等の道徳性を育成する。

「考え、議論する道徳」の授業づくり

■ いじめに関する内容項目

「善悪の判断」「個性の伸長」「希望と勇氣」
「親切・思いやり」「友情、信頼」「相互理解、寛容」
「公平、公正、社会正義」「よりよい学校生活、集団生活の充実」
「国際理解」「生命の尊さ」「よりよく生きる喜び」等

■ 指導方法の改善

- 道徳的価値に関する問題解決的な学習や体験的な学習など多様な指導方法を工夫する。
- いじめに関する問題を自分自身のこととして、多面的・多角的に考える授業づくりを行う。

■ 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成

- 「いじめがなぜいけないのか」を自分自身のこととして考え、議論することを通じて、いじめが「けんか」や「意見の対立」とは違うものであることを児童生徒に認識させ、「いじめられる側にも問題がある」という考え方を乗り越えられるようにすることが大切である。

<いじめの起こりにくい学校・学級>

- 失敗しても認め合い、励まし合う雰囲気がある。
- 規範意識を持ち、規律ある学校生活を送っている。
- 表情が明るく、にこやかである。
- 明るくあいさつを交わし、言葉遣いが適切である。
- 生徒指導の三機能を生かした授業づくりが行われている（自己決定の場を与える・自己存在感を与える・共感的な人間関係を育成する）。
- グループアプローチの手法を活用した学級づくりが行われている。
- 教室や学校が清潔で、整理整頓されている。
- 和やかで落ち着きのある給食の時間を過ごしている。
- 児童会・生徒会活動や委員会、係活動に進んで取り組み、頑張ろうとする雰囲気がある。
- 地域住民や保護者等が気軽に来校し、学校の活動に参加・協力する。
- 校長のリーダーシップのもと、全教職員が、生徒指導についての共通理解を図り、共通実践が行われている。
- 教職員が、児童生徒の意見をきちんと受け止めて聞いている。
- 教職員が、児童生徒に明るく丁寧な言葉で声をかけ、児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接している。
- 教職員自らの言動が、児童生徒に与える影響の大きさを強く自覚している。

- ❖ 「絆づくり」とは、児童生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通して、児童生徒自らが「絆」を感じ取り、紡いでいくこと。
- ❖ 「居場所づくり」とは、児童生徒が安心して、自己存在感や充実感を感じられる場所を教職員がつくること。

児童生徒の自己指導能力の育成

- 児童生徒が、自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動の充実を図る。
- 児童生徒が、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

特別活動等の充実

■ 学級活動

- いじめの問題を学級全体の問題として共に考え、解決していく態度を培う。

■ 児童会・生徒会活動

- 児童生徒が、学校生活を自らの力で向上させることができるように指導・支援する。児童生徒が主体的にいじめ根絶のために取り組む活動の充実を図る。

■ 学校行事

- 主体的な参加方法を工夫し、協力して成し遂げる喜びを体得させる指導を工夫する。

■ 部活動

- 異年齢間の望ましい人間関係の在り方について、日常の実践を通して体得できるよう指導・支援する。

学校いじめ防止基本方針の周知

- 学校ホームページ等に掲載するとともに、入学時や年度の開始時に児童生徒や保護者等に説明する。

学校いじめ防止基本方針の評価

- 取組の状況を学校評価等を活用して計画的・継続的に点検・評価する。（本マニュアルP. 3参照）

家庭・地域等との連携

- 学校運営協議会制度や地域の「子育てネットワーク」等を活用した取組を推進する。

いじめの早期発見

ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを直ちに全て組織に報告・相談

教職員による観察や情報交換

- 常日頃から、ささいなことでも情報の共有化を図る。
- いじめと疑われることが起きた場合、直ちに管理職やいじめ防止対策委員会に報告する必要があることを全教職員に周知する。
- いじめ防止対策委員会で協議した児童生徒の情報は、随時、職員会議等において状況報告を行う。
- 校内パソコンの共有フォルダ等を活用し、児童生徒の状況や対応について共有する。
- 生徒指導部会や学年会等で日常観察や各種調査結果等を踏まえ、気になる児童生徒の情報交換や対応について検討を行う。
- 養護教諭やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、部活動顧問等から情報の提供を受ける。
- 拡大学年会や小中連絡会等で引継ぎシート等を活用し、学年間・学校種間の児童生徒情報の引継ぎを確実にを行う。

定期的なアンケート調査や個人面談の実施

<いじめに関する情報収集及び実態把握の方法>

- 生活実態調査（いじめアンケート調査等）
- 個人面談
- 日常的な観察
- 生活点検表（生活日記）
- 学級集団検査 等

❖ アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対して、迅速に対応することを徹底する。

教育相談体制の整備

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、各種相談機関等の活用について、児童生徒や家庭に周知するとともに、相談室の整備など、相談しやすい環境作り及び教育相談体制の確立を図る。
- 教職員が児童生徒との信頼関係づくりを行うとともに、定期的な教育相談等を実施する。

<保護者への啓発>

本市作成の「保護者向け啓発リーフレット」や文部科学省作成の「いじめのサイン発見シート」等を活用し、保護者への啓発に努める。

※相談機関については、本マニュアルP.16参照

※資料については、Te-Comp@ss内ファイル管理の関係ファイルを参照

このシートは、いじめのサイン（兆候）を児童生徒、保護者、教職員がそれぞれ確認できるように設計されています。朝、昼、夜間の3つの時間帯に分けて、具体的な行動や表情の変化をリストアップしています。また、保護者向けと教職員向けの両方の視点からサインを挙げています。

<学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント>

登校時	<input type="checkbox"/> 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。 <input type="checkbox"/> 表情がさえず、うつむき加減である。
表情・態度	<input type="checkbox"/> 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。 <input type="checkbox"/> 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。 <input type="checkbox"/> 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
授業中	<input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。 <input type="checkbox"/> 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。 <input type="checkbox"/> 学用品の破損、ノートに落書きがある。 <input type="checkbox"/> 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返されたり、正解に対して、冷やかしたりどよめきがあったりする。 <input type="checkbox"/> その子を褒めると嘲笑が起こったり、しられたりする。 <input type="checkbox"/> 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。 <input type="checkbox"/> 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。 <input type="checkbox"/> その子の隣に誰も座りたがらない。 <input type="checkbox"/> 周囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。 <input type="checkbox"/> 「誰かこれやってくれないか」と言うと特定の児童生徒の名前が出てくる。 <input type="checkbox"/> 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。 <input type="checkbox"/> 黒板や机等にあだ名や「○○死ぬ」などの落書きをされる。 <input type="checkbox"/> 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろろうしたりしている。 <input type="checkbox"/> 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。 <input type="checkbox"/> 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、遅れて教室に入ってきたりする。 <input type="checkbox"/> 休み時間や放課後に一人でぼつんとしていることが多い。 <input type="checkbox"/> さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。 <input type="checkbox"/> 理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったりする。 <input type="checkbox"/> 人権を無視したあだ名がつけられ、しつこく言われる。 <input type="checkbox"/> 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
休み時間 給食 清掃時間中	

いじめの早期対応(いじめを受けた児童生徒への対応)

いじめを受けた児童生徒の側に立った親身な対応

※対応の記録を必ず残すこと

児童生徒への対応

① 教職員で連携し、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通す

② 個別に聴き取りを行い、事実関係について情報を収集する

- ・何が合ったのか？ ・どんなことから？ ・いつ頃からか？
 - ・どこで？ ・どんな気持ち？ ・どんな方法で？
 - ・誰が(命令)したのか？ ・複数か？ 等
- いじめを受けた児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える。
- ・本人の訴えを復唱する。安心感を与えとともに自身に起きていることを客観的に考えるきっかけをつくるができる。
 - ・話が混乱しているときには、その内容を整理し、事実関係の掌握に誤りがないかどうか確かめる。本人が自分の感情を整理し、具体的に考えられるようにする。
 - ・児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
 - ・必要に応じて、他の児童生徒にも聴き取りやアンケート調査等を行い、事実関係について情報を収集する。

③ 本人の意向を尊重しつつ、今後の学校の対応について説明する

① 継続的な支援を行う

- ・いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れて声掛けをするなど必要な支援を行う。

保護者への対応

① 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡する

- ・聴き取りやアンケート調査等により判明した情報を適切に提供する。
- ・徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。

② 保護者の心情を理解する

- ・保護者の心理…怒り、情けなさ、悔しさ、不安 等
- ・絶対に先入観や憶測で対処しない。
- ・いじめを行った側への怒りや不安(いじめを行った児童生徒が反省しているのか、その保護者はどう受け止めているのか等)については傾聴するとともに、いじめを行った児童生徒やその保護者の受け止めの様子や謝罪の意向等を伝える。

③ 今後の学校の対応について説明し、意向を聴き取る

- ・学校の対応について説明し、理解や協力を得る。(いじめを行った側への指導や保護者連絡を拒む場合、いじめを受けた側には仕返し等への不安感があることを踏まえ、徹底して守ることなどを丁寧に説明し、学校の対応に協力を求める。)
- ・いじめを受けた児童生徒やその保護者がどのような対応を望んでいるのか意向を聴き取る。(要望通りにならない可能性があることも伝えつつ、丁寧に聴き取る。)
- ・いじめの被害により医療費が発生する場合、「(財)日本スポーツ振興センター」の災害共済給付の申請については、形式的に判断せず、保護者に丁寧に説明を行い、意向を確認しながら慎重に対応する。

④ 学校と保護者が共にいじめの解消に向けて支援するという姿勢を示す

- ・学校や家庭での良い点を認め、励まし、自信を与えるとともに、児童生徒自身の自己理解を深め、自立への支援を行う。
- ・いじめを受けた児童生徒が抱える問題など、背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携も視野に入れて対応し、心理的ケアを十分に行う。

⑤ 継続的な連絡を行う

- ・対応の経過や進捗状況、学校での児童生徒の様子等について、保護者に随時、状況を説明し、信頼関係を構築する。
- ・保護者の意向は変わることがあり得ることを踏まえ、随時、意向を確認しながら丁寧に対応する。
- ・定期的に児童生徒に声かけするとともに保護者に連絡し、いじめが続いていないか、心身の苦痛はないかなどを確認する。(3か月後を目安に「いじめ続報」の作成)

学校の対応(例)

- ・事実関係の収集においては、これまでのアンケート調査等の結果を再確認するとともに、必要に応じて、周囲の児童生徒にも聴き取りや臨時的アンケート調査、個人面談等を行う。
- ・事態の状況に応じて、複数の教職員で見守りを行う体制をつくる。
- ・いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめを受けた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめを受けた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、人間関係の改善充実を図る。
- ・状況に応じて、いじめを行った児童生徒を別室において指導するなど、いじめを受けた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門家の協力を得る。
- ・対応を検討する際は、当該児童生徒の過去の対応の記録や関係報告書等の引継ぎ資料を確認し、いじめを受けた児童生徒や保護者の意向に寄り添えるよう配慮する。

<好ましくない対応>

■ 個人が抱え込んだ対応

- ・校内で共有せず、個人の価値観や経験値のみで判断する。
- ・保護者に事実関係を伝えない。
- ・記録を残していない。

■ いじめの存在や深刻さに気づかない

- ・「いじめられているように見えなかった」
- ・「本人が訴えないといじめはわからない」
- ・「いじめはいつの時代にも存在する」
- ・「いじめを受ける側にも問題がある」
- ・「もうしばらく様子を見る」等の考え方

■ 理解のない不用意な発言

- ・「やられたらやり返しなさい」
- ・「負けるな、頑張れ、いい試練だ」
- ・「思い過ぎだ、気持ちのすれ違いだ」
- ・「相手には悪気はないよ、気にするな」
- ・「お互いさまだ」 等

■ 不適切な対応

- ・十分な事実確認をしない又は本人や相手の合意を得ないまま、子ども同士対面の話し合いを持つ。
- ・見通しなく話し合いや謝罪の会をもつ。
- ・教職員がどちらの言い分が正しいかを決めつける。

いじめの早期対応(いじめを行った児童生徒への対応)

「いじめは絶対に許されない行為である」との認識に立った毅然とした指導

※対応の記録を必ず残すこと

児童生徒への対応

① 教職員で連携し、いじめを完全にやめさせる

② 個別に聴き取りを行い、事実関係や動機について情報を収集する

- ・何が合ったのか？ ・どんなことから？ ・いつ頃からか？
- ・どこで？ ・どんな気持ち？ ・どんな方法で？
- ・誰が(命令)したのか？ ・複数か？ 等

※必要に応じて、他の児童生徒にも聴き取りやアンケート調査等を行い、事実関係について情報を収集する。

③ 学校の対応の方針に基づいて、本人を指導する

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめを受けた児童生徒の身になってよく考えさせ、相手に与えた痛み、痛みなどに気づかせる。
- ・不満・不安等の訴えを十分聴き、動機や背景等について多面的に理解するとともに、いじめを行った児童生徒の心の内面を理解する。
- ・関係修復に向け、謝罪の気持ちを醸成させる。
- ・必要な場合は、警察等関係機関と連携し対応する。

④ 継続的な指導を行う

- ・学級活動等を通して、役割や活動の場を与え、所属感や成就感を持たせるとともに、教職員との信頼関係を構築する。
- ・その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなり、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じなくなるまで継続的に指導する。

<好ましくない対応>

■ 個人が抱え込んだ対応

- ・校内で共有せず、個人の価値観や経験値のみで判断する。
- ・保護者に事実関係を伝えない。
- ・記録を残していない。

■ 不適切な対応

- ・一方的に決めつけ、児童生徒の話を聞かない。
- ・児童生徒の人格を否定するような発言をする。
- ・全体の前でいじめを行った児童生徒を非難する。
- ・体罰や恫喝等で脅す。
- ・追い詰めたり、問い詰めたりする。
- ・過去を引き合いに出す。
- ・他の児童生徒や兄弟姉妹と比較する。
- ・児童生徒が納得しないまま、謝罪をさせようとする。

保護者への対応

① 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡する

- ・憶測で話をしない。
- ・問題とは直接関係のないことまで話を広げない。

② 保護者の心情を理解する

- ・保護者の心理…怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安 等。
- ・子どものよさを認め、保護者の苦労も十分ねぎらいながら対応する。

③ 学校の対応について説明し、理解や協力を得る

- ・保護者が納得しない場合も、子どもたちの間で起きた事実に具体的に踏み込み、子どもの行為が相手にどんな苦痛を与えているのかを丁寧に伝える。
- ・今後の子ども同士の関係修復に向けた道筋や、いじめを受けた児童生徒やその保護者が不安に思っている状況等を伝える。保護者から謝罪の意向が出された場合は、学校がいじめを受けた児童生徒の保護者に伝えるとともに、被害側の意向を確認し、被害側の思いに沿った形で謝罪の場をもつ。
- ・いじめの被害により医療費が発生する場合、「(財)日本スポーツ振興センター」の災害共済給付の申請については、形式的に判断せず、保護者に丁寧に説明を行い、被害側の意向を確認しながら慎重に対応する。

④ 学校と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示す

- ・児童生徒が自分の「非」に気づき、改められるよう、立ち直りに向けた具体的な方策について保護者と共有し、連携して指導・支援する。
- ・いじめを行った児童生徒が抱える問題など、背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携も視野に入れて対応する。

⑤ 継続的な連絡を行う

- ・対応の経過や進捗状況、学校での児童生徒の様子等について、保護者に随時、状況を説明し、信頼関係を構築する。

※ いじめ防止対策推進法で規定された「いじめ」は、広範に渡るため、指導においては、敢えて「いじめ」という言葉を使用しない場合もあり得る(好意から行ったものの意図せず相手を傷つけた場合など)。

※ 保護者が学校の対応を不安に思わないよう、学級懇談会や通信等を通じて日頃から「積極的に認知し、早期発見・早期対応を行っていること」を伝える。

いじめの観衆・傍観者等への対応

いじめの観衆

(いじめを強化する存在)
自分は直接いじめを行わないが、はやし立てるなど、精神的支援をする役割を果たす者

<背景>

- いじめの報復を恐れている。
- 仲間はずれにされたくない。
- いじめがおもしろい。
- いじめを受けている児童生徒への不快感がある。

<指導>

- はやし立てることなどは、いじめの行為と同じであることを理解させる。
- いじめを受けた児童生徒の気持ちになって考えさせ、いじめを行った児童生徒と同様の立場にあることに気づかせる。

いじめの傍観者

(いじめを支持する存在)
いじめに対し、制止することはせず、見て見ぬふりをし、関わりを避けようとする者

<背景>

- 「次は自分がいじめられる」との葛藤がある。
- 正義感はあるが、いじめへの抑止力はない。
- 自分の関心をもつものにしか気が向かず、人との関わりに無関心である。
- 周りがどうであれ、我関せずの姿勢である。

<指導>

- いじめは他人事でないことを理解させる。
- いじめを知らせる勇気を持たせる。
- 傍観は、いじめの行為への加担と同じであることに気づかせる。

学級全体への指導

<指導>

いじめは全体の問題であり、「安心できる学級づくり」をみんなで進めるという観点から指導する。

- 「いじめは許さない」という断固たる教職員の姿勢を示す。
- いじめについて、話し合いなどを通して、自分たちの問題として考えさせる。
- 傍観等の意味を考え、人権意識の芽を育てる。
- 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- 道徳教育の充実を図る。
- 特別活動を通して、好ましい人間関係や学級の連帯感を築く。
- 児童生徒一人一人が活躍できる場を意図的、計画的に設定する。

日々の教育活動において

いじめについての共通理解

- 全校集会や学級活動等において校長や教職員が、いじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成していく。
- 全ての児童生徒に、いじめ防止対策委員会の存在や役割について説明するなど、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すための組織があることを児童生徒に認識されるようにしていく。
- 何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する。等

いじめに向かわない態度・能力の育成

- 発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。その際、

- いじめは重大な人権侵害に当たり、関係する児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと
- いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること

等についても、事例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

自己有用感や自己肯定感の育成

- 全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。
- 社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達の段階に応じて身に付けていくものであることを踏まえ、小中学校間や同一学校種間で適切に連携して取り組む。幅広く長く多様な眼差しで児童生徒を見守ることができるだけでなく、児童生徒自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができる。

児童生徒の主体的な取組の推進

- 児童生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組（児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）を推進する。

※ 児童生徒が「やらされている」だけの活動や一部の役員等だけが行う活動に陥ることのないよう、教職員は、全ての児童生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

- 「いじめを受ける側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであること、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、相手が苦痛を感じていれば、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ場をつくる。

インターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめの態様

- SNS・無料通話アプリ・動画アプリ・オンラインゲーム・掲示板等における
- ・悪口や誹謗中傷の書き込み
 - ・個人情報の無断掲載
 - ・なりすまし
 - ・動画共有サイト等への投稿
 - ・チェーンメール
 - ・仲間はずし
 - 等

インターネット上のいじめの特徴

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教職員などの身近な大人が子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態の把握が難しい。

情報モラル教育の充実

児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、相手に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

- インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること。
- 一つの行為がいじめを受けた児童生徒にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があること。
- インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求対象となり得ること。

保護者等への啓発

学校での情報モラルの指導と併せて、保護者等と緊密に連携・協力することが必要。

<学校における取組>

- 入学式の際の保護者への説明会や学級懇談会等の機会を捉えて、インターネット上のいじめの実態や、家庭での取組の重要性について呼びかけていく。
- 学校での携帯電話の取扱いに関する方針について、あらかじめ保護者に説明し、理解を得ることで、その後の指導をスムーズに行うことが可能になる。

<保護者会等で伝えたいこと>

- ネットの利用に関する危険性と子どもたちのネットの利用の実態について保護者が理解し、インターネット上のいじめについて子どもと話し合い、携帯電話やオンラインゲーム等の利用に関して家庭におけるルールづくりを行うこと。
- 携帯電話へのフィルタリングの設定が、インターネット上のいじめを予防する点で有効な場合もあることを理解し、子どもの携帯電話へのフィルタリングの設定を行うこと。
- 携帯電話やネットの使用時に子どもの表情に変化が見られる場合など、インターネット上のいじめに関して子どもが発する危険信号に十分留意するとともに、ささいな変化であっても子どもに問いかけ、学校へ相談すること。

インターネット上のいじめへの対応

<児童生徒及び保護者への対応>

基本的な対応は、本マニュアルP.2の対応と同様である。

なお、例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

また、児童生徒が悩みを抱え込まないように、インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

<プロバイダや関係機関への対応>

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようなっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるとともに必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局等の協力を求める。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

トラブル相談窓口・支援サイト

- ネットあんしんセンター 533-4155
(財：ハイパーネットワーク社会研究所)
- 大分地方法務局「子どもの人権110番」
0120-007-110
- ネットいじめ相談
no-ijime@pref.oita.lg.jp
- 警察庁インターネット安全・安心相談サイト
<https://www.npa.go.jp/cybersafety/>
- 誹謗中傷ホットライン
<https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>
- 違法・有害情報相談センター
<https://ihaho.jp/>

重大事態への対処

【いじめ防止対策推進法 第28条】

学校の設置者又は学校は、重大事態（※）に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (※)
- 一 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等。)
 - 二 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
(年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要。児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときを含む。)

いじめ問題への対応

日頃から、いじめ防止対策委員会でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有及びいじめの事実の確認を行い、結果を「いじめ第一報」として市教委に報告する。

- ◆ **不登校の要因について、保護者と共有するとともに、連携協力できる関係づくりに努めること。**
 - ・ 児童生徒間トラブルとして対処した事案のいじめの可能性について、組織的に判断する。
 - ・ いじめ防止対策委員会等において、関係報告書（「いじめ第一報」、「欠席連続7日目連絡シート」、「長欠児童生徒調」等）の整合性や児童生徒の状況について定期的に確認する。
 - ・ 本人・保護者に、過去のいじめや児童生徒間トラブルについて、今も心身の苦痛を感じていないかを確認し、求めに応じて学校として対応する旨を伝える。
 - ・ 本人にとって適切な支援プランを保護者と常に共有し、信頼関係づくりに努める。

重大事態の発生

市教委に重大事態の発生を報告する。（※市教委から市長に報告）

調査の開始

学校が調査主体の場合

市教委の指導・助言のもと、以下の対応に当たる。

学校いじめ防止基本方針に基づき、
学校の下に、調査組織を設置

事実関係を明確にするための調査を実施

いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

調査結果を市教委に報告
(※市教委から市長に報告)

調査結果を踏まえた必要な措置

市教委が調査主体の場合

市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

調査組織（大分市いじめ問題第三者調査委員会）
を設置

事実関係を明確にするための調査を実施

いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

調査結果を市長に報告

調査結果を踏まえた必要な措置

市長が再調査を行う場合

調査主体の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

- 重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的である。
- 学校が調査主体の場合の組織については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。（既存のいじめ防止対策委員会に第三者を加えるなどの方法も考えられる。）

児童生徒の自殺予防

自殺に追いつめられる児童生徒の心理

- **ひどい孤立感**
「誰も助けてくれない」「居場所がない」「迷惑をかけるだけだ」としか思えない心理状態に陥り、頑なに自分の殻に閉じこもってしまう。
- **無価値感**
「私なんかいない方がいい」「生きていても仕方がない」等の考えがぬぐいされなくなる。
- **強い怒り**
自殺企図の前段階として、強い怒りを他者や社会にぶつけることがある。
- **苦しみが永遠に続くという思いこみ**
自分の苦しみ、永遠に続くと思ひこみ、絶望的な感情に陥っている。
- **心理的視野狭窄**
自殺以外の解決方法が全く思い浮かばなくなる心理状態になる。

学校における早期発見に向けた取組

- ・長期休業明けに児童生徒の自殺が増加する傾向があることを踏まえ、長期休業の開始前からアンケート調査、教育相談等を実施し、悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めること。
- ・学校が把握した悩みを抱える児童生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業期間中においても、登校日、部活動等の機会を捉え、又は保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認すること。
- ・長期休業の終了前においては、当該児童生徒の心身の状況の変化の有無について注意し、児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。
- ・児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるよう、「24時間子供SOSダイヤル」をはじめとする相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。

自殺願望や自傷行為のある児童生徒への対応の原則・留意点

TALKの原則

Tell:言葉に出して心配していることを伝える

「あなたのことがとても心配だ」
「死にたいくらい辛いことがあるんだね」等

Ask:死にたいという気持ちについて、率直に尋ねる

「どんなときに死にたいと思うの？」
「落ち着くのに一番効果があったことは何？」等

Listen:絶望的な気持ちを傾聴する

「死にたい」という訴えや自傷行為を軽視して安易に励ましたり叱ったりせず、そうならざるを得なかった、それしか思いつかなかった状況を理解する。

また、助けを求めたいのに、救いの手を避けようとして拒否したりと矛盾した態度や感情を表す児童生徒もいるが、大人への不信感が根底にあることを踏まえ、そういった言動に振り回されて一喜一憂しないようにする。

Keep safe:安全を確保する

危険と判断したら、まずひとりにしないで寄り添い、他からも適切な援助を求めるようにする。

① ひとりで抱え込まない

自殺の危険の高い児童生徒をひとりで抱え込まないことが大切である。チームによる対応は、多くの目で見守ることで児童生徒に対する理解を深め、共通理解を得ることで教職員自身の不安感の軽減にもつながる。

② 急に児童生徒との関係を切らない

自殺の危険の高い児童生徒に親身に関わる中で、関わり手の疲れ等から急に関係を切ると、本人を不安にさせてしまう。校内で児童生徒への関わり方の方針を明確にし、関係機関との連携を図りつつ、児童生徒との間には継続的な信頼関係を築くことが大切である。

③ 関係機関等と連携する

自傷行為は、将来起こるかもしれない自殺の危険を示すサインである。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して校内で情報共有するとともに、必要に応じて医療機関や児童相談所等の関係機関につなげる。保護者や児童生徒は抵抗を示すこともあるが、本人の苦しい気持ちを認めるような姿勢で関わっていくことが大切である。

また、連携した関係機関等と課題を共有し、どのように関わったらいかがか助言を得て、児童生徒への支援や指導に役立てる。

◆秘密にしてほしいと言う子どもへの対応◆

「死にたい」と相談に来た子どもが、「このことは誰にも言わないで」と訴えてくるのがよくある。その際、そのことを知った教職員だけで、ただ見守るだけの対応に陥りがちであるが、万一の場合は、責任を問われることにもなりかねない。しかし、一方で訴えに応じなければ、その子どもとの信頼関係が壊れるかも知れない。実は、子どもが恐れているのは、自分の秘密を知られることではなく、それを知った際の周りの反応である。子どもは、大人の過剰な反応にも、無視するような態度にも、どちらにも深く傷つく。

子どものいるところで、保護者に過剰な反応やその正反対に無視するような態度をとらずに子どもの心のうちを理解してほしいと伝えると子どもは安心する。また、学校では、守秘義務に立ちながらどのように校内で連携できるか、共通理解を図ることができるかが大きな鍵となる。

児童生徒に必要な自殺予防の知識

*発達の段階に応じ、日頃から以下について児童生徒に伝えておく

① 心の危機のサインを理解する

うつ状態に陥ったときの気分や感情、思考や意欲、身体に現れる症状（不安やイライラ、死のほのめかし、行動や性格・身なりの突然の変化、家出等）を具体的に伝えるとともに、治療すれば治る疾患であることを強調する。

② ひどく落ち込んだときには相談する

誰もが人生において心の危機に遭遇する可能性があること、その際、信頼できる人に話すことや安心できる環境で休息を取ることは有効・重要な対処法であることを伝える。

③ 友だちに「死にたい」と打ち明けられたら大人につなぐ

その友だちの気持ちを大事にしながら話を聴いて、信頼できる大人につなぐことが非常に大切であるという点を強調する。

④ 自殺予防のための相談機関について知っておく

相談機関については、本マニュアルP.16を参照する。

児童生徒の自殺が起きた場合は、文部科学省「緊急対応の手引き」に基づき、市教育委員会や関係機関と連携して対応する。

いじめのアンケート等

【例1】いじめを受けたことがある場合、いじめを行ったことがある場合、いじめを見たことがある場合の例

<いじめに関するアンケート>

1 あなたは学校の友達がいじめられているのを見たことがありますか。
(ア はい イ いいえ)

(1) それはどのようないじめでしたか。
(ア ことばでのいじめ イ 無視 ウ 仲間はずれ エ いたずら書き
オ ものを隠す カ 金品を盗る キ その他 ())

(2) それはどんな時でしたか。
(ア 登下校中 イ 授業中 ウ 休み時間・屋休み エ 給食、清掃中
オ 放課後 カ 下校後 キ 部活動中 ク その他 ())

(3) いじめを見たとき、どうしましたか。
(ア 止めたり、助けを呼んだりした イ 何もしなかった
ウ いじめる側に味方した エ その他 ())

(4) いじめを見たことを誰かに話しましたか。
(ア 保護者 イ 先生 ウ 友だち エ 誰にも話さなかった
オ その他 ())

(5) いじめを見たことを先生に話さなかった人は、その理由の一つを選んでください。
ア 話したことがわかるとさらにいじめた子に何かされると思ったから
イ 自分の気持ちがいじめる人たちと同じだったから
ウ 話してもいじめが無くならないと思ったから
エ その子がいじめられていることを知っていると思ったから
オ その他 ()

2 今学期、あなたは学校の友達にいじめられたことがありますか。
(ア はい イ いいえ)

(1) 誰にいじめられましたか。
(ア クラスの人 イ 同学年の人 ウ 上級生 エ 下級生)

(2) それはどのようないじめでしたか。
(ア ことばでのいじめ イ 無視 ウ 仲間はずれ エ いたずら書き
オ ものを隠された カ 金品を取られた キ その他 ())

(3) それはいつ頃でしたか。()月頃

(4) どんな時にいじめられましたか。
(ア 登下校中 イ 授業中 ウ 休み時間・屋休み エ 給食、清掃中
オ 放課後 カ 下校後 キ 部活動中 ク その他 ())

(5) いじめられたことを誰かに話しましたか。
(ア 保護者 イ 先生 ウ 友だち エ 誰にも話さなかった
オ その他 ())

(6) いじめられたことを先生に話さなかった人は、その理由の一つを選んでください。
ア 話したことがわかるともっといじめられるから
イ 話してもいじめは無くならないと思ったから
ウ 自分がいじめられていることを知っていると思ったから
エ その他 ()

(7) そのいじめは解決しましたか。(ア はい イ いいえ)

3 あなたは学校の友達をいじめたことがありますか。
(ア はい イ いいえ)

(1) いじめたときの気持ちで最も近いもの一つを選んでください。
ア いじめないと自分がいじめられそうだから
イ 友だちに命令されたから
ウ その子が気に入らなかったから
エ みんながいじめていておもしろそうだったから
オ その他 ()

【例2】いじめにつながりやすい意識について自己評価し、考えさせるチェックシートの例

<いじめに関する自己チェックシート>

「A よくあてはまる B 少しあてはまる C あまりあてはまらない D まったくあてはまらない」の4つのうち、最も近いものを選んでください。

1 ほかに子をからかったり、冷やかすことがおもしろい。
(A - B - C - D)

2 ほかに子が間違いをするとおもしろい。
(A - B - C - D)

3 ほかに子が成功すると腹が立ったり、気に入らなかつたりする。
(A - B - C - D)

4 朝や帰りの会のあいさつをクラスみんなとすることは面倒だ。
(A - B - C - D)

5 人の持ち物を取ったり、壊したりすることがおもしろい。
(A - B - C - D)

6 顔や身体、くせ、家庭のことなどを言って人をばかにしたりからかったりするのが楽しい。
(A - B - C - D)

7 ばかにしたりからかったりしても、かまわないと思っている人がいる。
(A - B - C - D)

8 自分の思い通りにならないことがあると、ほかの人のせいにしたい。
(A - B - C - D)

9 係活動や清掃などで、嫌な仕事はほかに子にやってもらいたい。
(A - B - C - D)

10 遊びや罰ゲームで、ほかに子に恥ずかしいことや嫌がることをさせるのが楽しい。
(A - B - C - D)

【例3】自分たちの手で「よい学級」をつくっていく意欲を高めるためのアンケートの例

<よりよい学級づくりに向けてのアンケート>

1 あなたにとって、「よい学級」とは、どのような学級ですか。

2 あなたにとって、「いやな学級」とは、どのような学級ですか。

3 あなたが、同じ学級のほかの人から、「してほしいこと」とは、どのようなことですか。

4 あなたが、同じ学級のほかの人から、「してほしくないこと」とは、どのようなことですか。

5 1であげた「よい学級」をつくるために、あなたができることは、どのようなことですか。

6 2であげた「いやな学級」にならないために、あなたができることは、どのようなことですか。

※【例1】アンケートの活用について

- アンケートの項目は、把握したい内容によって設定する。
- アンケートを記入させるときは、記入時の様子をよく観察し、正直に書ける場を設定する。
- アンケートは定期的実施し、児童生徒一人一人の様子を把握する。

※【例2】チェックシートの活用について

- 記名式で提出させ、個人への支援に活用したり、回収せず児童生徒がそれぞれ自分自身を振り返り、自己評価を行う際に助言をしたりするなど、児童生徒の発達の段階に応じて適切に活用する。
- AやBをつけた児童生徒に対しては、否定的に捉えるのではなく、何かのストレスや不安を抱えているのではという視点に立ち、言葉かけをしたり相談したりするなどの支援を行う。
- 自分を正直に振り返って自己評価させることにより、行動や考え方をよりよい方向に改善する気持ちをもたせる。
- 語尾を「～する。～させる。」に変え、言動面のチェックシートとして活用することもできる。

※【例3】アンケートの活用について

- このアンケートは、年度はじめや学期はじめなどの学級づくりの時期に実施する。
- アンケートをもとに、いやな学級と対比しながら、よい学級像について考えさせ、そのために必要な具体的な行動やルールを自分たちでつくり、月目標等に生かす。
- 学級における行動内容やルールを定期的に評価し、結果を学級全体で検討する。不十分な点については対策を立て、場合によっては行動内容やルールの追加及び修正を行う。

いじめに関するアンケートや聴取の結果を記録した文書は、指導要録との並びで卒業後5年間保存とする。原則として、生徒指導主事(生活指導主任)等が校内で一括して保管する。

いじめ問題への対応に関する自己評価票(教職員用)

項 目		とてもあてはまる	だいたいあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない
1	法令の認識	「いじめ防止対策推進法」の内容を把握している。			
2	いじめの定義の認識	いじめの定義に基づいたいじめの認知に努めている。 ※いじめの定義とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」であり、起こった場所は学校の内外を問わない。			
3	不登校重大事態の認識	不登校の要因について、保護者と共有するとともに、連携協力できる関係づくりに努めている。			
4	学校基本方針の認識	自校の「学校いじめ防止基本方針」を定期的に確認している。			
5	課題意識	児童生徒に対し、いじめは人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為であることを指導している。			
6	組織的な体制	管理職・生徒指導担当を中心に組織的な体制がとれている。			
7	管理職等への報告	いじめと疑われることが起きた場合、自分一人で抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、直ちに管理職や「いじめ防止対策委員会」に報告している。			
8	教職員の研修	いじめ対応に関する校内研修が具体的な事例をもとに計画的に行われている。			
9	いじめの発見	日常的な観察はもとより、教育相談やアンケート調査、学級集団検査等を活用して、いじめの積極的な早期発見に努めている。			
10	いじめへの対応	いじめについて訴えがあったときは、自校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき、迅速に関係児童生徒への聞き取り等を行い、状況把握に努めている。			
11	保護者との連携	事実確認の結果や学校の指導・支援の方針について、関係保護者に連絡・相談するなど連携して対応している。			
12	児童生徒全体への取組	道徳科、学級活動等において、いじめに関わる問題を取り上げ、指導を行っている。			
13	引継ぎによる情報共有	引継ぎシートや各種報告書（「いじめ第一報」、「欠席連続7日目連絡シート」等）を活用し、学年間や学校種間で事案の指導の経過や保護者の意向等の引継ぎを丁寧に行っている。			
14	継続した指導・支援	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、該当児童生徒への声かけや保護者との連携に努めるなど、再発させないための指導・支援を行っている。			
15	教職員の言動	教職員として、自身の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払っている。			
16	関係機関との連携	いじめの把握や対応に当たっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の校内の専門家や、子ども家庭支援センターや警察等の関係機関との連携に努めている。			
17	保護者・地域への情報発信	自校においては、いじめ問題に関する学校の指導方針について、ホームページや通信、懇談会等を通じて、保護者・地域社会に積極的に情報を提供し、連携協力できる関係づくりに努めている。			

いじめ問題への対応に関する取組点検票(学校用)

1 指導体制

【点検… (A: 十分, B: まあまあ十分, C: やや不十分, D: 不十分)】

No.	項 目	点 検
1	「いじめ問題への対応に関する意識調査 (P.14)」の結果を踏まえた自校の課題についての全教職員での共通理解及び対応の在り方等の見直し・改善の取組	A・B・C・D
2	「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直し	A・B・C・D
3	いじめに関する校内研修等の年間計画への位置づけ	A・B・C・D
4	管理職・生徒指導担当を中心とした組織的な体制の構築	A・B・C・D

2 教育指導

No.	項 目	点 検
5	人権尊重の視点に立った教育活動の推進と指導の展開, 点検, 評価	A・B・C・D
6	道徳科や学級活動の時間におけるいじめの問題を取り上げた指導の実施	A・B・C・D
7	生活体験や自然体験活動などにおける児童生徒の社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進	A・B・C・D

3 早期発見・早期対応

No.	項 目	点 検
8	うまくいった事例の報告や事例検討会など生徒指導に係る校内研修の開催による児童生徒理解の充実 (年 回)	A・B・C・D
9	「いじめに関するアンケート」や「生活実態調査等」の定期的な実施 (年 回)	A・B・C・D
10	「いじめ発見のためのチェックポイント (P.5)」等の定期的な活用による児童生徒個々の状況把握 (年 回)	A・B・C・D
11	教育相談体制の点検, 整備	
	① 教育相談計画の策定・点検, 整備	A・B・C・D
	② 教育相談日や教育相談週間の設定などによる児童生徒の悩み等への対応 (年 回)	A・B・C・D
	③ 教師の児童生徒理解のためのスクールカウンセラーの活用	A・B・C・D
	④ スクールカウンセラー未配置校における, 配置校カウンセラーとの協力体制の構築	A・B・C・D
12	支援を要する児童生徒の「支援(ケース)会議」実施による指導支援体制の構築	A・B・C・D
13	必要に応じた児童相談所, 警察等の地域の関係機関との連携協力体制の点検, 整備	A・B・C・D

4 家庭や地域社会との連携

No.	項 目	点 検
14	学校ホームページや学級懇談会等における「学校いじめ防止基本方針」の周知	A・B・C・D
15	児童生徒及び保護者等による「学校評価」の定期的な実施とその結果を踏まえた教育活動の点検および家庭との連携	A・B・C・D
16	保護者や地域住民の協力を得た児童生徒の好ましい人間関係の構築に係る取組の推進	A・B・C・D

いじめ等に関する相談機関(リスト)

	相談窓口名称	電話番号・URL・アドレス	主な相談内容	開設時間
大分市	大分市教育センター エデュ・サポートおおいた	097-533-7744	いじめや不登校等に関する相談	月～金 (9:00～17:30) ※祝日除く 土 (9:00～16:45)
	大分市教育委員会 学校教育課児童生徒支援室	097-537-5998	いじめや不登校等に関する相談	月～金 (8:30～17:15) ※祝日除く
	学校問題解決支援チーム	097-537-5998	いじめや不登校等に関する相談	月～金 (8:30～17:15) ※祝日除く
	中央子ども家庭支援センター	097-537-5688	子どもに関する 相談全般	月～金 (8:30～18:00) ※祝日除く
	東部子ども家庭支援センター	097-527-2140		月～金 (8:30～17:15) ※祝日除く
	西部子ども家庭支援センター	097-541-1440		月～金 (8:30～17:15) ※祝日除く
	大分市保健所	097-536-2852	精神保健に関する 相談	月～金 (8:30～17:15) ※祝日除く
その他の 関係機関	大分県 「いつでも子育てホットライン」	0120-462-110	子育てに関する あらゆる相談	24時間対応
	大分県教育委員会 「24時間子供SOSダイヤル」	0120-0-78310	いじめやその他の 悩み相談	24時間対応
	大分県教育委員会 「いじめ相談(メール)」	mail: no-ijime@pref.oita.lg.jp	いじめやその他の 悩み相談	24時間対応
	大分県教育センター 教育相談部	097-503-8987 mail: oita-edu-c.soudan@pref.oita.lg.jp	いじめや不登校等 に関する相談	月～金 (9:00～16:00) ※祝日除く
	財団法人 ハイパーネットワーク社会研究所 「ネットあんしんセンター」	097-534-5564 LINE ID: @yuo7063g mail: netanshincenter@hyper.or.jp	ネットトラブルに 関する相談	電話は月・水・金 (14:00～17:30) ※祝日除く
	大分地方法務局 「子どもの人権110番」	0120-007-110	いじめや不登校等、 子どもの人権相談	月～金 (8:30～17:15) ※祝日除く
	社会福祉法人 大分いのちの電話 「大分いのちの電話」	097-536-4343	自殺予防等に 関する相談	24時間対応
	「チャイルドラインおおいた」	0120-99-7777 チャット: https://childline.or.jp/	18歳以下の 子どもを対象 とした相談	電話は毎日 (16:00～21:00) チャットは 木・金・第3土曜 (16:00～21:00)
	大分県警察本部人身安全・少年課 大分っ子フレンドリー サポートセンター	097-532-3741	非行等の子どもの 相談全般	月～金 (9:00～17:45) ※祝日除く

引用・参考文献

- 『いじめ防止対策推進法』 平成25年9月
- 『生徒指導提要』 平成22年3月 文部科学省
- 『子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）』 平成26年7月
文部科学省
- 『生徒指導支援資料4「いじめと向き合う」』 平成25年7月
国立教育政策研究所 生徒指導研究センター
- 『生徒指導支援資料5「いじめに備える」』 平成27年7月
国立教育政策研究所 生徒指導研究センター
- 『生徒指導支援資料6「いじめに取り組む」』 平成28年6月
国立教育政策研究所 生徒指導研究センター
- 『子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）』 平成26年7月 文部科学省
- 『いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について（通知）』 平成28年3月 文部科学省
- 『不登校重大事態に係る調査の指針』 平成28年3月 文部科学省
- 『いじめ防止等のための基本的な方針』 平成29年3月 文部科学省
- 『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』 平成29年3月 文部科学省
- 『大分県いじめ防止基本方針』 平成29年10月 大分県教育委員会
- 『道徳教育指導者養成研修ブロック説明会 行政説明資料
「道徳教育の抜本的充実に向けて」』 平成29年 文部科学省
- 『大分市いじめ防止基本方針』 平成30年2月 大分市教育委員会
- 『いじめ対策に係る事例集』 平成30年9月 文部科学省
- 『いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について（通知）』
平成30年3月 文部科学省
- 『いじめ対策・不登校児童生徒支援ガイド』 平成30年3月 大分県教育委員会
- 『児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）』 令和2年6月 文部科学省